

令和7年度 国際スポーツ大会誘致支援事業 第2回募集要項

1 目的

この事業は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内で国際スポーツ大会の開催を予定している団体に対し、その誘致活動に係る経費の一部の支援などを通じ、国際スポーツ大会の誘致を促進し、東京のスポーツ振興及び国際プレゼンスの一層の向上に寄与することを目的として実施するものです。

2 支援事業の対象となる大会

原則として、次の全ての要件を満たし、国内外から多くの観客・選手が集まり、東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わいの創出等が期待される国際スポーツ大会を対象とします。

- (1) 東京都内での開催が予定されていること。
- (2) 国際競技連盟（アジア連盟等を含む。）など各競技を国際的に統括する団体が主催又は公認等すること。
- (3) 公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体及び公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体等、国内統括競技団体（以下「各団体」という。）が主催又は主管等すること。
- (4) 観客数10,000人以上又は参加国数10か国以上が見込まれること。
- (5) 令和7年度中に誘致活動を実施し、令和7年10月1日から令和9年3月31日までに開催地が決定すること。
- (6) 大会の開催時には、支援大会の開催を通じて、東京都スポーツ推進総合計画におけるスポーツの関わり方として掲げた4つの視点「する」「みる」「支える」「応援する」各々の活動の促進につながるよう、都と連携したスポーツ振興事業を実施すること。具体例として、アスリートとの交流や競技体験、親子観戦招待や学校単位での観戦企画、ボランティアの参加等。

また、スポーツ振興事業の参加者に対してアンケート調査を行うこと。

※支援事業の対象外となる大会

- ・大会の誘致・開催に当たり、都が開催都市として、「令和7年度 国際スポーツ大会誘致・開催支援事業実施要綱」に定める以外の責務（開催都市契約の締結、開催を支持する公文書の作成（都に責任が生じるもの）等をいう。）を負うことが予定されている大会

3 支援内容

(1) 経費の支援

1 大会当たりの支援の上限額は400万円です。ただし、誘致に係る総経費が800万円を下回る場合には、誘致に係る総経費に2分の1を乗じた金額を上限額とします。ただし、前年度誘致支援事業において支援を受けた大会については、上記金額から、前年度誘致支援事業における支援額を差し引いた金額を上限額とします。

なお、支援大会の収支決算において、余剰金が生じたときは、その余剰金額を支援額から控除するほか、欠損金が生じたときは、被支援団体の負担となります。

(2) 支援対象経費及び対象外経費

支援の対象となる経費及び対象外となる経費は以下のとおりです。

ア 支援対象経費

支援大会の誘致活動に係る事務経費（広報宣伝費、印刷製本費、翻訳費等）、渡航費・宿泊費（誘致活動のために要した経費に限る。）、その他特に必要と認められる経費。ただし、使途が明示された補助金その他の収入を含まないものとします。

イ 支援対象外経費

(ア) 被支援団体の責により誘致活動が未実施となったことに伴い生じた経費

(イ) 事業目的に照らし、都の事業として支援することが適当でないと認められる経費（例：接待を対象とする経費、被支援団体役職員の日当、旅行保険料等）

(ウ) 上記渡航費・宿泊費のうち、国際競技連盟が主催する会議への定例的な出席等、誘致活動に直接起因しない経費

(エ) 都が指名停止措置を行っている事業者への支払経費

※渡航費・宿泊費については、実費弁償を原則としていますが、上限額の範囲内での支給となります。詳細は「実施要綱」別表2「1 誘致支援」注意書きをご参照ください。

(3) その他の支援

ア 誘致活動に係る応援レターの発出（都に責任が生じるものを除く。）

イ 東京都名義（共催）の使用

ウ その他

なお、支援を希望する場合は都への協議が必要となります。

※支援大会は、後段6の「審査・選考の手続」を経た上で決定されます。

令和7年度の誘致支援の大会で、引き続き開催支援を希望する場合は、改めて開催年度の支援事業の審査対象となります（都の誘致支援制度により東京開催が決定した場合であっても、開催支援の対象とならない場合があります。）

4 支援事業の対象となる団体

支援大会の誘致活動を行い、開催地決定後に支援大会を開催する次の団体が対象です。

- (1) 各団体
- (2) 大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人（大会組織委員会等）

5 申請方法

令和7年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業実施要綱の内容を確実に確認し、申請してください。

(1) 提出書類

ア 提出書類

令和7年度国際スポーツ大会誘致・開催支援事業 支援申請書（第1号様式の1）

イ 添付資料

- (ア) 事業計画書（第2号様式の1）
- (イ) 事業収支計画書（第3号様式の1）
- (ウ) 誘致活動における支援対象経費の支出計画書（第4号様式の1）
- (エ) 団体概要（第5号様式）
- (オ) 誓約書（第6号様式）
- (カ) 確約書（第7号様式）
- (キ) スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、当該ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞に係るセルフチェックリスト（ただし、申請者が大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人（大会組織委員会等）で、予選大会を含む参加国数が30か国以上又は開催事業費が2億5千万円以上の国際競技大会については、同庁が公表している「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制の在り方に関する指針」（令和5年3月30日）に基づくセルフチェックリスト）
- (ク) 大会誘致に関する書類（国際競技連盟への立候補書類、開催地決定の手順にかかる書類等）
- (ケ) 申請者の定款、規約又はこれらに類するもの
- (コ) 申請者の組織体制
- (サ) 申請者の役員名簿

(シ) 直近における申請者の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録等）

(ス) 申請書に使用した印鑑の印鑑証明（ただし、申請日以前３か月以内に発行されたものに限りします。）

(セ) その他都が必要と認める書類

(2) 提出方法

ア 令和７年７月２５日（金曜日）までに、①大会名②競技名③開催日程④大会費用概算額及び申請概算額⑤開催地の決定時期、決定方法をメール本文にご記載の上、本書末尾の連絡先へメールにて御連絡ください。

イ 令和７年８月１日（金曜日）までに、提出書類一式をメールにて、同連絡先へ御提出ください。（紙媒体でしかないものは、電子化の上、添付願います。）

押印を必要とする書類（第１号様式の１、第１号様式の２）は、実印（印鑑証明で確認できる印）を押印の上、原本の提出についてもお願いいたします。

また、申請書に使用した印鑑の印鑑証明（ただし、申請日以前３か月以内に発行されたものに限りします。）についてもメール提出とともに原本の提出をお願いいたします。

お手数ですが、御提出の際は、お電話にて御一報ください。

(3) 申請受付期間

令和７年７月３日（木曜日）から ８月１日（金曜日）まで（必着）

※申請は一団体につき一大会のみとさせていただきます。ただし、同時期に開催するなど、複数の大会を一体のものとして誘致・開催する場合は一大会とみなし、申請することができます。

6 審査・選考の手続

(1) 審査

申請受付期間終了後、申請団体の適格性や大会の内容について、所定の基準に照らして審査の上、支援大会を選定します。

なお、選定の経緯や内容は非公開とします。

※申請団体の適格性に関する審査項目の例

- ・スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の自己説明の内容
- ・申請団体の体制、必要な規約の整備状況など

※大会の内容に関する審査項目の例

- ・大会意義・規模・内容など
- ・都と連携したスポーツ振興事業（都民への還元等）の内容

・都立スポーツ施設の活用

(2) 審査に必要な資料の提出

審査に当って追加資料の提出、説明及び追加のヒアリング等を行う場合があります。

(3) 選考及び審査結果の通知

審査の結果は、令和7年9月上旬を目途に全ての申請者に対し書面で通知予定です。支援大会に選定された場合は、協定の締結手続等について別途御案内します。

(4) 支援大会の公表

選定された支援大会については、原則として、公表させていただく予定です。あらかじめご了承ください。

7 その他

- (1) 申請された書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及びその他関係法令を順守します。
- (2) 申請内容について、審査に先立ち都職員より電話、訪問等で確認する場合があります。
- (3) 支援大会の要件を満たす場合でも、審査基準に基づく採点の結果、不採択若しくは申請額から減額した決定となる場合があります。（申請をした全ての事業が採択されるとは限りません。）

8 連絡先（申請書類提出及び問合せ）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課
大会支援担当
電 話：03-5000-7419
メール：S1180901@section.metro.tokyo.jp